

議案第 2 4 号

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則（平成 2 6 年板橋区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（規則に定める小学校）

第 1 条の 2 条例第 5 条第 2 項の規定による規則で定める小学校は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

第 2 条第 2 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

第 7 条第 2 項中「午前 8 時」の次に「（別表第 1 に掲げる小学校で行うあいキッズにあっては午前 7 時 3 0 分）」を加える。

別表を別表第 2 とし付則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 1 条の 2 関係）

条例第 5 条第 2 項の規定による規則で定める小学校

学校名
東京都板橋区立志村小学校
東京都板橋区立志村第一小学校
東京都板橋区立志村第四小学校
東京都板橋区立志村第五小学校
東京都板橋区立蓮根小学校
東京都板橋区立上板橋第四小学校

東京都板橋区立弥生小学校
東京都板橋区立成増小学校
東京都板橋区立成増ヶ丘小学校
東京都板橋区立高島第五小学校

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、付則第２項の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備）

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為及び第３条の利用の手続及び第４条の利用の承認等は、この規則の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

東京都板橋区あいキッズ条例の改正に伴い、「規則で定める小学校」を規定する必要がある。

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区あいキッズ条例施行規則 平成26年1月9日東京都板橋区教育委員会規則第1号	○東京都板橋区あいキッズ条例施行規則 平成26年1月9日東京都板橋区教育委員会規則第1号
第1条 略 (規則に定める小学校)	第1条 略
第1条の2 条例第5条第2項の規定による規則で定める小学校は、別表第1に掲げるとおりとする。 (あいキッズの利用者)	本条追加 (あいキッズの利用者)
第2条 略 (1)・(2) 略 2 条例第6条第2号に規定する「保護者の労働等により、家庭においてき らきらタイムに適切な保護を受けることができない児童」とは、同居の保 護者が別表第2の利用基準のいずれかに該当する児童とする。	第2条 略 (1)・(2) 略 2 条例第6条第2号に規定する「保護者の労働等により、家庭においてき らきらタイムに適切な保護を受けることができない児童」とは、同居の保 護者が別表____の利用基準のいずれかに該当する児童とする。
第3条～第6条 略 (土曜日の利用)	第3条～第6条 略 (土曜日の利用)
第7条 略 2 前項の利用希望時間は、午前8時(別表第1に掲げる小学校で行うあい キッズにあつては午前7時30分)から午後7時までとする。	第7条 略 2 前項の利用希望時間は、午前8時____ ____から午後7時までとする。
第8条～第20条 略 付 則 (平成8年 月 日東京都板橋区教育委員会規則第 号) (施行期日) 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の規 定は、公布の日から施行する。 (実施のための準備) 2 この規則を施行するために必要な準備行為及び第3条の利用の手續及び 第4条の利用の承認等は、この規則の施行前においても行うことができる。	第8条～第20条 略 追加

新	旧
別表第 1（第 1 条の 2 関係） 条例第 5 条第 2 項の規定による規則で定める小学校 学校名 東京都板橋区立志村小学校 東京都板橋区立志村第一小学校 東京都板橋区立志村第四小学校 東京都板橋区立志村第五小学校 東京都板橋区立蓮根小学校 東京都板橋区立上板橋第四小学校 東京都板橋区立弥生小学校 東京都板橋区立成増小学校 東京都板橋区立成増ヶ丘小学校 東京都板橋区立高島第五小学校	本表追加
別表第 2（第 2 条関係） 略	別表____（第 2 条関係） 略